

最高検企第65号
令和7年2月4日

行政文書開示請求書の補正について

山 中 理 司 様

検事総長　畠 本 直 美



令和7年1月14日受付（受付第34号）の行政文書開示請求書について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）4条2項の規定に基づき、下記のとおり、補正を求めるので、添付の補正書を提出してください。

記

1 開示を請求する行政文書について

貴殿が開示請求する「検察庁職員による職務上の過誤調べ（令和元年分から令和5年分までのもの）」と題する行政文書を探索した結果、当該文書は、最高検察庁において作成・取得しておらず、保有しておりませんでした。

類似の文書として、最高検察庁監察指導課作成の令和元年から令和5年分までの「職務上の過誤について」と題する文書については最高検察庁で保有しています。

そのため、本件開示請求において、前記「職務上の過誤について」を求めるということであれば、補正書にてその旨回答してください。

また、これ以外の行政文書を求める趣旨であれば、開示請求に係る行政文書を特定するため、検察庁職員による職務上の過誤についてどのような行政文書を請求されるのか、補正書にて回答してください。

2 補正書の提出期限

令和7年2月18日（火）

3 添付書類

補正書

* 担当課等　最高検察庁総務部企画調査課（担当者名：尾形）Tel:03-3592-5611（内線:3294）

補 正 書

令 和 年 月 日

検事総長 殿

(住所)

(氏名)

令和7年2月4日付け最高検企第65号をもって補正を求められた事項について、下記のとおり補正します。

※ 下記の該当する項目に☑してください。

記

開示請求する行政文書の名称等を「職務上の過誤について（令和元年分から令和5年分までのもの）」に補正します。

開示を請求する行政文書の名称等については、以下のとおりです（開示請求に係る行政文書が特定できるよう簡潔に記載してください。）。

その他

日本郵便

00940 NIPPON PN 520452

0047409
2480955

東京高等裁判所内

〒 530-0047
OYOKOGOTO
冠山ABAHONAI

04.02.25

大阪府大阪市北区西天満4丁目7番3号
冠山ビル2・3階 林弘法律事務所



弁護士 山 中 理 司 様

配達証明

2/6



101-30-95879-5



最高検察庁

Supreme Public Prosecutors Office

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-1

1-1-1, KASUMIGASEKI, CHIYODA-KU, TOKYO, JAPAN

TEL. 03-3592-5611 (代表) <http://www.kensatsu.go.jp/>

総務部企画調査課情報公開係